



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	活動報告
Citation	新世代法政策学研究, 2, 397-413
Issue Date	2009-07
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/43679
Type	other
File Information	2_397-413.pdf



活動報告

(1) GCOE研究会

日 時	報告内容
平成21年 2月6日(金)	<p>民事法研究会共催 後藤 卷則（早稲田大学大学院法務研究科教授） 「民法改正と消費者法」</p> <p>本報告は、消費者法において民事ルールのみを取り上げて民法改正との関係を考えることによどのような意味があるか、という総論的な問題、消費者契約、民法典への取り込みについて検討するものである。消費者法と民法との原理的關係について、まずは民法が想定する人間像と消費者法が想定する人間像が異なっているのではないかと議論の出発点とする。そして、本報告は消費者法と私的利益の保護の問題を「不招請勧誘規制」を素材とする。その中で、民事ルールによる規制と行政ルール、市場ルールによる規制の比較した上で、民事ルールの格別の意義を浮き上がらせる。そうすると民事ルールを通じての救済を突き詰めていくことは、不招請勧誘による被害に即応した救済手段となることが指摘できる。ただし、不招請勧誘によって侵害される利益は何か、という問題が重要な問いとして残るとする。次に、消費者法を民法典へ取り込む際の考慮要素をどのように考えればよいかが問題となる。より具体的には消費者契約と近時の民法改正について検討するが、それは消費者契約法の見直しの作業の中から消費者契約法の規律の民法典への取り込みの方向性が見えてくると指摘する。(文責：南健悟)</p>
	<p>松本 恒雄（一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授） 「消費者法における公私協働とソフトロー —消費者市民社会の実現における法の役割—</p> <p>本報告は、消費者政策の様々な手法、フレームワークとしての消費者基本法、消費者行政の一元化と消費者庁、新たなタイプの消費者行政、消費者法のこれから、の5点について扱う。</p> <p>第一に、消費者政策の様々な手法について、従来の規制行政にはいくつ問題点があったが、民事ルールを重視した消費者政策、市場を利用した消費者政策、標準化による消費者利益の確保といった様々な手法が現れてきたと指摘する。</p> <p>第二に、消費者基本法をフレームワークとして捉え、消費者基本法の特徴を示す。具体的には、消費者基本法の基本理念、消費者の権利、当事者の努力義務について触れ、また、「消費者の自立」の意義にも触れ、経済主体としての消費者だけでなく、社会的価値実現</p>

<p>主体としての消費者を考えるとする。</p> <p>第三に、近時の消費者行政の一元化と消費者庁の創設について考察し、その創設の意義を指摘する。</p> <p>第四に、消費者行政には4つのタイプが存在し、新たなタイプの消費者行政が現れていると指摘する。ここでは、協働行政や救済行政を紹介する。</p> <p>第五に、「消費者法のこれから」と題して、理念的課題と実践的課題を指摘する。たとえば、理念的課題として、債権法改正における消費者法の位置づけや消費者行政法と消費者私法の関係、刑事法と民事法の関係、法律とソフトローとの関係等を指摘する。他方、実践的課題として団体訴訟制度の拡充、不当利益吐き出し制度、民事ルールの拡大や消費者団体などの強化を指摘する。(文責：南健悟)</p>
--

(2) 環境法政策研究会

日時	報告内容
平成21年 2月7日(土)	<p>地球温暖化シンポジウム 「どうする、地球温暖化～排出枠取引先の最前線～」 大塚 直 (早稲田大学大学院法務研究科教授) 「国内排出量取引制度導入の現状と課題」</p> <p>国内排出枠取引制度に関し、制度導入の背景、制度の概要、意義、限界及び懸念事項とその解決方法等をはじめ、欧米の状況、わが国において一部実施されている制度の概要及び評価、今後の可能性について、詳細な報告が行われた。</p> <p>まず、わが国においては、現在まで自主行動計画に基づく削減がうまく機能していないこと、炭素税制度でも行動目標が必ずしも達成されないことなどから、国内排出枠取引制度が検討に値すると考えられる、とする。一方で、排出枠取引制度の未導入国へ産業が流出するという炭素リーケージの問題、公平な割当てが可能かという問題、価格の高止まり懸念などが予測される。これらに対しては、特定の産業への無償割当てや、最も利用可能な改善技術を用いた目標設定を行う(ベンチマーク)等の方法によって対処すべきことが示された。</p> <p>すでに制度が導入されたEUにおいては、第1期において初期割当てに問題があったため、第2期以降はベンチマークを活用する動きが見られる。一方、アメリカでも、川上割当て方式、オークション方式、炭素効率審議会による市場管理等を内容とする法案が審議されている。</p> <p>わが国では、すでに国内統合市場が試行的に実施されているが、</p>

<p>「試行排出量取引スキーム」「国内クレジット」「京都クレジット」という性質の異なる3つを統合した点、事後精算方式を中心とする点が特色である。</p> <p>東京都は、これとは別に、排出量取引制度を導入したが、実際削減されたものについて取引を限定する点に特色がある。</p> <p>環境省の検討会による中間とりまとめでは、わが国独自の制度を含めて4つのオプションを提示しているが、それぞれ、費用効果性や投機抑制効果に対する疑問が示されており、今後、議論を呼ぶであろう、とのことであった(抄録)。(文責：山本寛英)</p>
<p>高村 ゆかり (龍谷大学法学部教授) 「地球温暖化の国際制度と市場メカニズム」</p> <p>国際環境法の観点から、国際排出量取引制度、CDM等のプロジェクトベースの取引を生み出す仕組み、及び、国内レベルでの取引制度について、それぞれの概要、特徴及び問題点等についての報告がなされた。とくに、後半部分においては、市場メカニズムが国際制度の形成に与える影響について分析がなされている。</p> <p>まず、CO₂濃度の安定化には排出量を半減する必要があるが、これは、私たちが目指す社会のありようが、温暖化の影響の程度を決める、ということでもあり、この場合、対策を取らない場合の費用をどう考えるかも問題となる、とのことであった。京都議定書の下では、必要な大幅削減にほど遠い一方で、途上国での削減努力により先進国が排出枠を獲得するCDMの活用により、日本の2年分に相当する排出削減が可能となった。CDMによる先進国から途上国への資金の流れは、途上国に京都議定書の大枠を継続する誘因を与えると考えられ、環境NGOも、制度開始以後これを支持に転じており、交渉アクターの立場に変化が見られる。</p> <p>これら制度には、需要自体が制度や政策によって作られる、という特徴がある。また、市場の成長に伴って、これが国際制度の形成に大きなインパクトを与えている。また、各事業者が不遵守により市場参加資格を失わないよう参加国に対して圧力をかけることから、より少ない費用によるより多くの排出削減を目標としていた市場メカニズムに、遵守手続の弱点の補完という機能が期待されるに至っている。ただし、遵守確保を担保する仕組みや、途上国格差の助長に関する問題も考えねばならない。</p> <p>以上、市場メカニズムの導入による国際制度形成への影響、市場メカニズムの機能の変化、といった点を踏まえ、問題解決のポテンシャルを持った市場を今後いかに統御していくかという法政策の提示、及び、市場運営のための削減目標を不断に設定すべき政治的合意形成が強く求められる、とのことであった(抄録)。(文責：山本寛英)</p>

<p>新澤 秀則（兵庫県立大学経済学部教授） 「排出量取引－理論と実際」 経済学の立場からの排出権取引の理論、及び、EUにおいてすでに実施されている排出権取引制度における論点と制度改正の内容について報告がなされた。</p> <p>まず、排出権取引制度は、排出総量を統制しうる唯一の政策手段である。環境税制度では削減量は税率と連動し、景気変動に伴う排出量の変化に対応できないが、排出権取引制度は、景気変動に伴う排出権価格の変動により、削減量が自動的に変化するからである。また、CO₂排出量を市場が自動的に価格に転嫁するため、生産過程で排出したCO₂量を商品に明記するカーボンフットプリントより大きな排出量削減の誘因を与える。</p> <p>上流型と下流型に分かれるが、下流型は捕捉しにくい中小及び移動排出源を除外するため、下流型のEUでは、改正後も排出量の50%しかカバーできない。第1期では、排出権を過剰に配分したとされる。また、よりCO₂排出量の少ない天然ガス燃料への転換が期待されたが、実際は、天然ガス価格が原油価格と連動して高騰し、転換は促進されなかった。排出権を期後に繰り越せないことも、削減状況を損なった要因である。</p> <p>この状況に対し、制度を導入しなかった場合のモデルとの比較では、経済が成長した割には、削減効果があったとされている。一方、削減費用については、未だ実証的な報告がなされていない。</p> <p>第1期には排出権の過剰配分によりリーケージはなかったものの、第2期での目標値設定、第3期でのオークション導入による本格的なリーケージの発生が懸念されており、この際無償配分もやむを得ない、との議論がなされている。第3期は、各施設への配分をEU全体として行うとともに、オークションで得られた収入を所得の低い国に傾斜配分することとした。</p> <p>再生可能エネルギーなどは、排出権取引制度だけでは促進できるものではないが、排出権取引制度と他の施策を組み合わせることにより、より有効な対策となることが期待されている（抄録）。（文責：山本寛英）</p>	<p>還できる。</p> <p>排出量取引制度は、EUで導入済み、ニュージーランドでも森林部門に導入済み、米、豪、カナダとともにわが国でも検討中である。審査コストがかかる市場では取引量は伸び悩んでいるが、EU-ETSでは約6兆円と急伸している。価格変動が大きい、推計手法の不備、排出量の持越し制限が原因であり、情報共有による防止が可能との認識である。</p> <p>アメリカでは、オークション方式を基に、収益分を低所得者層への援助に充てるなどの政策が提案される一方、先行する自治体独自の取組みには、制度の複雑化に対する費用増加に産業界から懸念が示されている。</p> <p>わが国では、補助金方式による自主参加型国内排出量取引制度（J-VETS）が実施されている。補助金交付を費用対効果順としたため意欲的な目標が設定され、初年度21%の予測に対し29%の削減実績があった。</p> <p>国内排出量取引制度検討会の中間とりまとめによれば、今後、公平な割当て方法と国際競争力への配慮が最も問題となる。とくにわが国の場合、中国という巨大な競争相手の存在がEUと異なり大きな問題となる。</p> <p>わが国の国内統合市場はキャップ&トレードに近いが、参加者自身が自主行動計画に基づいて目標値を設定する。効率性の目標を認めた点も特徴であり、欧州型とは異なる様々な制度の試行も大きな目的である。</p> <p>カーボンオフセットは、小規模事業所やモニタリング外の活動についても削減努力を促進するものである。国内クレジットの発行で、国際的には削減分として認められない活動を国内的に認めることができる。</p> <p>また、地方公共団体の先進的取組みの事例発表会を通じた情報交換などで国との連携を強化し、削減努力にお金を回せる仕組みを検討中である（抄録）。（文責：山本寛英）</p>
<p>河村 玲央 （環境省地球環境局地球温暖化対策課市場メカニズム室室長補佐） 「国内排出量取引制度の現状と今後」 国内排出量取引制度につき、行政の立場から見た意義、内容、及び、諸外国の動向と国内の検討状況につき報告された。</p> <p>総量削減制度では結果が出ないと即制裁の対象となるが、排出量取引制度では、枠の購入で目標を達成でき、売却する側も努力を償</p>	<p>山田 健司（新日本製鐵株式会社環境部長） 「地球温暖化問題と鉄鋼業の取組みについて」 鉄鋼業界が温暖化対策として行っている活動、併せて、排出量取引制度が温暖化対策として障害ともなる、との立場で報告がなされた。</p> <p>鉄鋼業界には、自主行動として、生産工程での省エネ、社会における省エネ及び国際協力という3つの枠組がある。また並行して、革新的な技術開発を進めている。わが国の鉄鋼生産のエネルギー効率率は、諸外国の1.2～1.3倍である。廃プラ廃タイヤの資源化や、軽</p>

<p>量高機能材の製品利用でも CO₂削減に寄与しており、わが国の CO₂削減ポテンシャルは、非常に少ない。これが京都議定書に反映されていない点が問題である。</p> <p>今後については、産業別に削減ポテンシャルを厳密に算出して割り当て、セクトラルアプローチが有効である。産業別に割り当てれば、具体的な削減技術に基づいて目標設定ができ、炭素リーケージも生じない。既存の技術を普及させるだけで1.3億トンの削減が可能との報告もある。</p> <p>キャップ&トレード方式では、生産効率を上げた会社に制約をかける一方、効率が悪い会社に余剰排出権が生まれて競争が歪む。今後、途上国の成長による増加分からは6割もの削減が必要であり、余剰排出権の購入で達成できるものではない。経済成長を止められない以上、技術によって解決する他ない。鉄鋼業では、新たに CO₂の分離回収に着手した。設備更新サイクルを考え、2050年に備えようというものだ。</p> <p>中期目標で25%削減が求められると、裏付けのある技術のみでは4%、21%は海外から購入する他なく年1兆円が海外に流出する。エネルギー効率の差異から、同じ削減率でも大きな費用がかかり、国民負担も大きい。</p> <p>キャップ&トレードは厳密な自由市場ではなく、キャップのかけ方という中央計画経済が失敗する可能性もある。各国の条件公平化も重要であり、リーケージで雇用が失われれば、制度の運用自体がおぼつかない。</p> <p>これまで、エネルギー効率のいい製品を作ることによって確立した貿易立国の立場を失うべきではない。優れた技術を海外移転することにより、引続き技術立国として世界に貢献していくべきである(抄録)。(文責：山本寛英)</p>
<p>吉田 文和 (北海道大学公共政策大学院教授) 「グリーン・ニューディールと排出権取引」</p> <p>米オバマ政権によるグリーン・ニューディール政策を軸に、経済学の立場から、わが国が将来進むべき方向性につき重要な視点が提供された。</p> <p>グリーン・ニューディール政策は、公共投資と環境政策とのセットであり、10年間にクリーンエネルギー関連で500万人の雇用創出とキャップ&トレードで2050年までに80%の削減を行うとする。</p> <p>わが国で重要なのは、市場事業化の際の CO₂削減量や雇用創出量の視点からの見直しである。中期目標に要する5～6兆円の内訳が重要であり、グリーン・ニューディールの視点からは内需拡大を促すものである。</p>

<p>経済学の視点からは、海外から排出権を買い取るよりは絶対量削減をやるべきである。革新技術開発が進めば、これを世界に普及させる限りでセクトラルアプローチの可能性もある。国内市場をもっと豊かにしなければ、世界経済の影響を受けやすい構造に変わりはない。</p> <p>日本には、排出権取引に重要な理念と戦略がない。アジアの視点を十分踏まえた上で、排出権を絶対化するものではない理念が必要である(抄録)。(文責：山本寛英)</p>
<p>原口 忍 (北海道環境生活部環境局次長) 「北海道における地球温暖化対策」</p> <p>北海道全体の地域的な取組みとして CO₂削減対策をどう進めていくのか、という視点から報告がなされた。</p> <p>排出量取引制度について、北海道としては、「有効な手段」「国の試行的取組みの成果を活用」「衡平な視点で検討を進める」との立場である。北海道には製造業の立地が多く、リーケージや国際競争の問題も無視できない。多様な制度が並行することとなれば、それらの整合を図る必要もある。</p> <p>その他の削減対策として、「北海道地球温暖化防止計画」と「道の事務・事業に関する実行計画」がある。北海道では9.2%削減を目指しているが1.7%減にとどまっており、さらなる努力が必要だ。人口の減少傾向に対して世帯数は増加しており、エネルギー消費量が増える状況ながら排出量は減っている。灯油の消費量や自動車交通量が多いという特徴も踏まえ、上記削減目標の見直しが課題だが、国の中期目標が大きく関わる。</p> <p>一方、審議中の温暖化防止条例が成立すれば、将来ヴィジョンのさらなる明確化を要する。より細かい数字を積み上げ着実に達成できる仕組みが必要である。北海道環境宣言の他、環境貢献企業認定制度など具体的な施策も行っており、即効性はなくとも、幅広く対策に取り組んでいる(抄録)。(文責：山本寛英)</p>
<p>鈴木 亨 (NPO法人北海道グリーンファンド理事・事務局長) 「みんなでカーボンオフセット事業について」</p> <p>電気料金に応じて支払われた資金を基に省エネルギー事業や民間による風力発電施設設置などの活動を行っているNPO法人の立場から、地域での市民主体の取組みについて報告された。市民風車事業は、4000万kWh、一般家庭1万世帯分の電力を目標としているそうである。</p> <p>家庭での CO₂排出削減量をクレジット化するカーボンオフセット事業として、ペレット暖房や太陽光発電を推進している。太陽光発</p>

	<p>電は気温が低いほうが変換効率がよく、一般の理解に反して北海道には向いている。</p> <p>理念のみに基づく家庭での削減努力には限界があり、クレジット化など社会全体としての取組みが重要だ。その試行実験がすでに36世帯で始まっており、今後拡大していく予定である。</p> <p>すでに一部条例化されているように、市民の取組みを企業の排出枠に充てられる仕組みが登場している。北海道でも実現すれば、市民のみなさんが削減した取組みが企業との間で取引されることになっていくだろう。また、これらが、グリーン電力認証制度などとも連携できればいい。</p> <p>ただ、小型の風車では検定メーターの設置など制約も多く、企業会計上も損金の計上が可能かなど税制面での問題もあり、課題も多い(抄録)。(文責：山本寛英)</p> <p>討論及び質疑応答</p> <p>主として、キャップ&トレード方式とセクトラルアプローチの有効性と課題について、共通認識を得るための議論が行われた。</p> <p>まず、両者の利点及び欠点がより具体化されたかたちで明らかにされた後、フロアからの質問によって議論が深化し、現状と乖離せず、かつ、公平な削減負担を国際合意によって作り出していくことの困難性についても認識が進んだ。</p> <p>またこれを踏まえ、制度設計上の留意点や制度理念及びより総合的な視点の重要性についても議論が及んだ。全体として、現在試行段階にある制度の有効性や課題につき、有用なデータが豊富にあるわけではなく、現状を適正に見きわめつつ、それぞれの課題をその都度克服して、より実効性の高い制度構築を目指すという意識に満ちた、生産的な議論がなされたものであり、今後の制度発展に寄与するものが大きいシンポジウムであった(抄録)。(文責：山本寛英)</p>
平成21年 2月10日(火)	<p>公法研究会共催 石井 喜三郎審議官(国土交通省) 「これからの都市政策の課題と都市計画法の抜本改正」 「Issues of Urban policy and comprehensive revision of “City Planning Law”</p> <p>現行都市計画法は制定から40年を経て、従前から指摘されている問題点に加え、現代の社会情勢に合わない部分が大きくなってきており、総じて制度疲労を生じているとの問題意識を背景とし、わが国都市計画制度の発展経過のレビューや、諸外国との特徴比較を行ったうえ、問題点に応じた、制度見直しの論点が挙げられた。現代の都市政策の背景にある社会情勢的論点、農地との関連、市街地環</p>

	<p>境の質的向上、施設整備における手続きの透明化、都市計画手続の改善といった多岐にわたる論点に対し、それぞれ制度改正の構想が描かれた。具体的には、国土全体への都市利用規制の拡大化、それに伴う規制内容の整序化、建築誘導の実効化、透明化された施設計画事業実施サイクルの確立、計画決定主体の役割分担の再配分等であるが、これらに対し、総合的な土地利用との関係や現場における制度運用など、現行制度を前提としたシステムのスクラップアンドビルドが課題になるとの見方が示された。画期的な報告内容に対し、多くの論点について活発な議論が交わされた。(文責：山本寛英)</p>
平成21年 2月20日(金)	<p>公法研究会共催 野田 崇(関西学院大学法学部准教授) 「都市計画に対する公衆参加手続の民主制的機能について～ドイツの議論より」</p> <p>参加手続の機能として挙げられるもののうち、民主化機能とは何か、という問題意識を背景に、ドイツの都市計画手続における「早期公衆参加」制度についての分析が報告された。同制度は、1960年より連邦建設法にその枠組が規定されて以降、「できるだけ早期に」計画案の縦覧に対する意見表明手続を行うこととされ、計画手続の中で重要な役割を占めると同時に、その法的意義等についても、解釈上の議論が積み重ねられてきた。報告では、このうちとくに、ベッケンフェルデが提唱し連邦憲法裁判所が採用した民主主義論と、その主要な部分についての修正を試みたシュミット＝アスマンの民主的行政法論を取り上げて比較した。利害関係人の参加による権力の正統化を否定する前者に対し、後者は、利害関係人の参加による計画内容の正当化や、参加を経ることによって計画を「受容」する余地が拡大する機能に着目するが、報告ではこれをさらに敷衍し、参加における民主化機能とは、意思決定の早期の段階で「討論」を行わせることにある、と指摘する。報告後、参加の機能や功罪について、これまでの蓄積を基にした発展的な議論が行われた。(文責：山本寛英)</p>
	<p>久保 茂樹(青山学院大学法学部教授) 「大規模公共事業における公衆参加手続—フランスの公開討議について」</p> <p>わが国における大規模公共事業をめぐる紛争の頻発は、これら事業を進める手続の不備がその要因の一つとして挙げられ、個別法や自主条例によってこれを補う試みも見られるものの、多くは実務先行で、法的意義や手続的権利義務が不明確な状況では、形骸化の恐れもある。これに対し、フランスにおける「公開討議」制度は、大</p>

	<p>規模事業の構想段階において、第三者機関が主宰して行われるもので、本格的には1985年に導入された。公開討議は、主に全国委員会が事業ごとに設置する特別委員会などの第三者機関が行うことの他は、定まった方式も参加者の限定もなく、事業の是非についての結論を導くことを目的としない点に特徴があるとされ、その成果は、事後の公開調査に引き継がれる。「万人が意見を表明するが故に、事業を受容しうる」ことを目的とする点で、野田報告と重なり合い、両報告の内容を交えた、市民参加に関する総合的な議論が行われた。(文責：山本寛英)</p>
平成21年 3月18日(水)	<p>高村 学人 (立命館大学政策科学部准教授) 「都市環境の重層的ガバナンスと法の新たな役割」 協働型ガバナンスにおける法の役割に対する関心を起点に、社会を構成する主体相互の協調的行動を引き出す法について考察しようとする。手法として、日仏の住民組織の違いから生じる市民参加の在り方の違いを意識しつつ、いわゆる「共有地の悲劇」からいかにして協調的行動が生じるかを、制度分析と社会調査により明らかにする。とくに、都市環境の構成要素としての児童公園を、事例として取り上げるものである。</p> <p>「共有地(コモンズ)の悲劇」とは、財や資源について利用に応じた負担がないことにより、当該財の過剰利用から、結果的に財の価値が損なわれることを指す経済学上の用語である。このようなシナリオに対抗し、地域社会が有する自然資源を持続的に管理する能力を示そうとするのがコモンズ論である。報告では、「権利義務関係の法」「組織内の法」「政策的法」という三層の法概念を用い、これらの関係からコモンズ論の分析を試みるが、とくに政策的法の層を重視する。</p> <p>児童公園は、「権利義務関係の法」上は、「公の施設」であるが、その日常的な維持管理は地元町内会に委ねられ、「組織内の法」が妥当する。しかし、多様な利用形態に対応しうる維持管理体制には莫大なコストがかかり、制約のない利用形態を認めることが「共有地の悲劇」を招きやすい。そこで、一定の利用形態の制限によりリスクを低減し、管理者の責任を軽減する試みがなされてきたが、このような方法は、「公の施設」としては望ましいものではなく、公園行政には行き詰まりが見られる。</p> <p>そこで、維持管理活動への「協調的行動」が求められるのであり、その促進のためにはどのような制度設計が可能かが問題とされる。報告では、滋賀県草津市における大規模なフィールド調査を基盤に、児童公園の維持管理の実態からその問題点の抽出が試みられる。</p> <p>児童公園の地域の繋がりを生む役割は限定的であり、児童や主婦</p>

	<p>以外の利用者層への広がりが見られない。また、越境的利用者を排除できず、維持管理負担を負わない利用者による「共有地の悲劇」を生む素地が見られる。町内会による日常的管理活動の担い手は不足しており、受益者が応分の負担をしていない。維持管理状態を高める要因は、組織された公園利用の有無にある。また、多様な利用者層に移行することにより、利用者層と維持管理者層の一致を図ることが考えられる。さらに、積極的な維持管理行動を報奨する仕組みも、維持管理状態を高める効果を有する。</p> <p>以上を踏まえ、共有地としての児童公園に対する法の新たな役割が論じられた。協調的行動を引き出す法としては、パニッシュメントとリワードが考えられるところ、前者は「権利義務関係の法」から不可能であり、また、すでに町内会組織に社会的評価につながる「組織内の法」が存在するため、これ以上の法の介入は望ましくない。一方、リワードにはコストの問題があるが、将来的可能性が見込まれる、との報告であった。</p> <p>これに対し、児童公園を対象とした事例研究において、その公共財としての性質をどうとらえるべきかといった、コモンズ論を論ずべき共通認識を得るための議論の整理が行われた後、今後、縮小都市においてコミュニティや行政能力が相対的に低下する中で、これに対応するためには、本報告で論じられたような協調的行動を引き出すことが重要となるのであり、そのための法の役割を具体化していくことが求められる、といった積極的な議論が展開された(抄録)。(文責：山本寛英)</p>
--	--

(3) 競争法研究会

日時	報告内容
平成21年 2月2日(月)	<p>東アジア経済法研究会主催 シンポジウム 「東アジア競争法の新しい動向 -韓国、中国、台湾、香港、日本-」 午前の部 司会 申玄允氏(延世大学教授) (1) 徐士英(華東政法大学教授)「中国反独占法の課題」 (2) 鄭浩烈(成均館大学教授)「韓国公正取引法の最近の動向」 (3) 顔廷棟(銘傳大学准教授)「台湾公正交易法の最新の動向」 午後の部 司会 向田直範氏(北海学園大学教授) (4) 鄭建韓(Thomas Cheng)(香港大学准教授)「香港競争法草案の内容と課題」 (5) 裨貫俊文(北海道大学教授)「公正取引委員会の審判手続の改正の問題点」</p>

	<p>(6) 討論・総括コメント 総括コメント 権五乗 (ソウル大学教授) 「東アジア競争法の新しい動向－韓国、中国、台湾、香港、日本－」をテーマとして、シンポジウムを開催した。</p> <p>中国からは、除士英教授が「中国反独占法の課題」として、中国の反独占法の「二段階多機構」の執行機関の活動状況、行政独占の裁判事例、コココーラと中国の飲料会社の合併に対する規制事例、知的財産のガイドラインの作成準備などの問題を提示した。</p> <p>韓国からは、鄭浩烈教授が「韓国公正取引法の最近の動向」として、ビジネスよりとされる李明博大統領下の公正去来法の改正と運用動向を紹介した。実体面では、市場支配的地位の濫用規制を重視するという観点から不公正な取引方法の濫用規制を民事調停に委ねる改正や、カルテルの推定規定を競争制限の推定から合意の推定に代える改正が行われたとする。手続面では、課徴金減免制度の手続きの明確化や出資総額規制の廃止が紹介された。そのほか企業結合規制におけるHHIの採用と米国の合併ガイドラインより厳しいHHI基準の設定、違反行為通報制度の手続きの改善が紹介された。</p> <p>台湾からは、顔廷棟準教授が「台湾公正交易法の最新の動向」として、企業結合やカルテルに関する適用除外の拡大、価格設定に関する独占的地位の濫用規制としてCD-Rパテントプール事件やマイクロソフト・ウィンドウズ事件を紹介した。企業結合では、日本の楽天と台湾のセブンイレブンの統合を条件付きで認めた例が紹介され、不公正な取引方法の規制では、大手の百貨店の太平洋崇光の、近隣の他の小売店に競合品を扱わせることを納入業者に制限した拘束条件付取引が違法となった事例が紹介された。</p> <p>香港からは、鄭建韓準教授が「香港競争法草案の内容と課題」として、競争法の制定に関する作業の現状を紹介した。規制機関の考え方の多様性、公企業規制と競争法の規制競合の調整などの課題が紹介された。</p> <p>日本からは、稗貫俊文教授が平成17年改正に関する公正取引委員会の事件処理審判手続の事後手続化に伴う課題の増大を紹介し、いずれ再改正が必要となっている現状を紹介した。</p> <p>最後に、全体の議論を統括するコメントとして、権五乗教授が、東アジア各国の競争法が市場支配的地位の濫用規制、カルテル規制、合併規制や課徴金制度の導入などでグローバルな水準の競争法に向けて改正に動いている様子が一望できたとしつつも、そこにおける行政中心の運用体制（私人の訴訟の少なさ）が改善されるべき課題として浮かび上がったとした。また行政権が関与する競争制限という東アジアの市場経済に特有の課題に取り組むことが依然として必要とされることが確認された。（文責：稗貫俊文）</p>
--	--

(4) 基礎理論研究会

日時	報告内容
平成21年 2月13日(金)	<p>福住 多一 (筑波大学大学院 人文社会科学部研究科講師) “A note on the standard of evidence and the crime rate; an application of inspection games” いわゆるゲーム理論における、核査察モデルが、法律学における、刑事事件の分析に対して、有用であるかどうか、仮に、有用であるとした場合、それには、いかなる意味があるのかが、報告者によって提示された。</p> <p>これらに対して、法社会学、経済学、租税法、行政法学の観点から、それぞれ活発な議論が行われ、ゲーム理論の意義や限界が提示された。（文責：金澤誠）</p>

(5) 国際ワークショップ

日時	報告内容
平成21年 2月24日(火)	<p>北海道大学大学院法学研究科附属高等法政教育研究センター (共催)、日仏政治学会 (後援) 国際ワークショップ『日欧戦後政治学の比較発展史』 報告：ジャック・カブドヴィエル (パリ政治学院/フランス政治研究センター教授)「政治学という相対的に新しい社会科学」 ：オリヴィエ・ローゼンベルグ (フランス政治研究センター/仏国立科学技術センター研究員)「フランス政治学：分断と展望」 ：網谷 龍介 (明治学院大学国際学部准教授)「政治学の多様性」 ：福元 健太郎 (学習院大学法学部教授)「日本の政治学者、海外の政治学」 討論：空井 護 (北海道大学法学研究科教授) 司会：吉田 徹 (北海道大学公共政策大学院准教授) 第一報告では、カブドヴィエル氏が「政治学という相対的に新しい社会科学」という題目の下、報告を行った。この報告では、フランス政治学発展のプロセスを、①フランス政治学の誕生の時期（形成期）、②戦後期における制度化の過程（発展期）、③1968年以降の転換（変容期）という三段階に整理することによって、各段階の特質が描き出された。特に、フランス政治学誕生の歴史的背景、制度化プロセスにおける制度的ゲームの重要性、68年以降の実証性の重視と脱イデオロギー性の高まりが示された。</p> <p>第二報告では、ローゼンベルグ氏が「フランス政治学：分断と展望」という題目の下、報告を行った。この報告では、80年代以降の</p>

	<p>フランス政治学の特徴が論じられた。まず、現状として、フランス政治学におけるディシプリンの細分化の進展が確認された。その中でも、注目すべき傾向として、批判的社会学（特にブルデュー）の強い影響が指摘された。批判的社会学は、「下から」の観点に注目する点で、質的分析などで大きな貢献をなす一方で、マクロ分析の軽視およびエリート分析の軽視というマイナスの側面を持つことが指摘された。最後に、国内的志向性が強かったフランス政治学界における近年の傾向として、国際的志向性が高まりつつあることが確認された。</p> <p>第三報告では、福元氏が「日本の政治学者、海外の政治学」という題目の下、報告を行った。この報告では、在外研究の機会を持った日本の政治学者が、帰国後、その国の政治学と継続的なかわりを持たなくなることの問題点が論じられた。そもそも優れた業績は、その国に関する新しい情報を提供するだけでなく、その国の政治学界自体にも新たな知見をもたらすものであるため、日本の政治学者は、研究成果の意義を確認するためにも、積極的に成果を発信していく必要があることが指摘された。</p> <p>第四報告では、網谷氏が「政治学の多様性」という題目の下、報告を行った。ここでは、日本とドイツにおける政治学の発展パターンの差異が論じられ、その背景的要因および現在における含意が明らかにされた。まず、両国における差異として、政治学は、日本では法学部に所属することが多いのに対して、ドイツでは社会科学部に所属することが多いことが示された。続いて、この差異は、ディシプリンが確立する段階で、政治研究が、日本では大学内に基盤を持っていたのに対して、ドイツでは大学外に基盤を持っていたことに由来していることが指摘された。そして、民主主義の確立への寄与という共通の目標にもかかわらず、これらの差異のために、日本では「科学としての政治学」という戦略が採用されたのに対して、ドイツでは「政治の実践的性格の強調」という戦略が採用されたことが確認された。このような歴史的展開の結果として、日本の政治学は、社会学とのつながりが弱く、理論志向性が強いという特徴を持つに至っていることが指摘された。</p> <p>その後、討論者である空井氏から、「フランス政治学」、「ドイツ政治学」など「各国型の政治学」の存在の有無やその特徴などに関する質問が提起され、各報告者から応答がなされた。また、フロアからは、日本の政治学の成果の海外への発信可能性に関して質問がなされた。（文責：加藤雅俊）</p>
--	---

(6) 法の経済分析研究会

日時	報告内容
平成21年 3月7日(土)	<p>小塚 莊一郎（上智大学法科大学院教授） 「商標権の経済分析」</p> <p>商標は、伝統的な説明として、①出所表示機能、②品質保証機能、③宣伝広告機能を有しており、商標法は①と②を保護している。そして、①と②の前提は、同一／類似の商標を勝手に使われると消費者が混乱することである。</p> <p>商標制度の経済分析について、Landes/Posnerのモデルによると、商標の意味は消費者の探索費用の節減にあり、そして、生産者（メーカー）としては物自体の価格を上げることが可能となるとする。商標権侵害のモデルによる記述をすると、商標法による保護がなければ、生産者の利潤が低下してしまい商標への投資を減少することになるとする。ただ、このモデルによると商標機能はかなり狭いと指摘する。そうすると、商標法分野の最近の動き（「混同がありそうにない場合」の使用から商標を保護することの可否、範囲・「混同」の意味の拡大・文字等以外の商標の登録の可否）を説明しにくく、新しい動きを説明するための商標制度の分析が必要なのではないか、法律学の「商標機能論」にいう宣伝広告機能が法的な保護の対象になってきているのではないか、企業イメージを作るためのブランド構築という現象をとらえきれていないのではないか、というIlhana Simonの問題意識を指摘する。ここでは、マーケティング政策の保護もあるのではないかと指摘する。ドイツではマーケティング理論を踏まえた議論がなされていることを紹介し、また宣伝広告自体をgoodsとして捉えるモデル（Becker/Murphyのモデル）について報告がなされた。（文責：南健悟）</p>
平成21年 3月21日(土)	<p>飯田 高（成蹊大学法学部准教授） 「社会ネットワーク分析の『法と経済学』への示唆」</p> <p>本報告は、社会ネットワーク分析によって法と経済学へ何らかの示唆を与えるものである。報告者は、社会ネットワーク分析は法と経済学を補完するものであると指摘する。分析の対象として、行為主体を取り巻く関係の構造を取り上げる。すなわち、個人の行動は、周囲の人々の行動に影響される場合が多い。そこから（i）個人の意思決定は社会的関係に依存するということ、（ii）些細な変化でも集合的結果は大きく異なりうるということがインプリケーションとして導き出されるとする。また、市場そのものも社会的関係に「埋め込まれた」形で存在しており、取引関係や情報伝達経路は社会的関係によって規定されているとする。ところで、ネットワーク分析におけるモデルとして、ランダム・ネットワーク、スモールワールド</p>

<p>ド・ネットワークモデル、スケールフリー・ネットワーク・モデルがある。現実のネットワークは、スモールワールド性とスケールフリー性が見られるが、ランダム・ネットワーク・モデルはスケールフリー性を表すことができないし、スモールワールド・ネットワーク・モデルもスケールフリー性を表すことができない。他方、スケールフリー・ネットワーク・モデルはスケールフリー性を満たすことができるが、高いクラスター性は満たされないため、いずれのモデルも現実のネットワークを表すことはできないと指摘する。社会ネットワーク分析を経済学的手法に融合させる意義として、①意思決定過程を明示的に取り込むことができ、②社会的厚生に基づいた望ましさ（効率性）に関する含意を示すことができるとする。そこで、なぜ法がネットワーク分析と関係するのかという点について、法の効果を検討するためには、個人の意思決定や行動が集合的結果とどのように関連しているかを考慮することが必要であり、ネットワーク構造が個人の意思決定・行動や集合的結果に影響を及ぼすすれば、ネットワーク構造のあり方が問題となるとする。そして、市場のイメージについて、伝統的な経済分析で想定される市場は、価格をもとに各主体が分権的に意思決定を行い、匿名性が高いとするが、実際の市場はローカルな情報をもとに意思決定がなされる場合が多く、必ずしも匿名ではないということがいえるとする。また、行為主体の不均質性についても、ネットワーク上の位置によって、行為主体が果たしている役割が異なる可能性があるとして指摘する。そうすると、法と経済学における議論においても、従来とは異なったモデルが作られる可能性があるとして指摘する。（文責：南健悟）</p>
<p>平田 彩子（東京大学大学院法学政治学研究科修士課程） 「環境規制法の執行過程—規制執行の相互作用性と規制法の機能—」 本報告は、環境規制法を対象とし、その目的は環境規制法の執行過程について、「法と経済学」の観点から、一般的・理論的な理解の枠組みを提供することとする。より具体的には、インタビューなどによって執行過程の実態を把握することに努めたのち、実態調査で明らかとなった現実が、どのように理解・説明できるのか、ということ論じる。第1章として、まず水質汚濁防止法の執行実態について述べる。それによると、水濁法の執行はほぼすべて行政が担っており、その特徴として、検査全体のうち1割前後が違反しており、基準違反に対し、行政指導を多用しており、非規制者も行政指導を受け入れられているとする。また、改善命令については否定的な考え方もあるし、協力的姿勢を意識的に見せている自治体も存在し、行政と非規制者は、長期的、継続的な関係となることが指摘される。そこで、第2章では行政による水濁法執行は、どのように理解され、</p>

<p>理論的に説明できるのか、という点について扱う。そのために、ゲーム理論を用いる。ゲーム理論を用いる際に、規制執行のゲームは、調整ゲーム、囚人のディレンマ・ゲーム、取り込みゲームとして定式化が可能であるとする。調整ゲームでは、フォーカル・ポイントがパレート最適性、コミュニケーション、戦略の内容自体が持つ意味、先例となるということが指摘できる。また、囚人のディレンマ・ゲームでは行政は厳しい対応をとりやすく、コミュニケーションの役割は、フォーカル・ポイントの提供・提示、協力行動の促進にあるとする。逐次手番でモデル化すると、サンクション（行政命令発動）の信憑性が重要であるとする。加えて、市民の執行過程参加の可能性については、行政命令を求めるという市民参加は、効率的な規制執行を導くこともあれば、妨げる場合もあると指摘する。第3章では、規制法の持つ3つの機能（抑止機能・表出機能・意味の変化を通じた影響）は、行政による執行活動によって、どのように変容するかということ論じる。そして、抑止機能に関しては、サンクションによる抑止によって、遵守行動を導き、表出機能に関しては、情報提供によって、遵守行動を導くということが指摘される。（文責：南健悟）</p>
--